

なぜブリュッセルは 「テロの温床」と化したのか（2・補論）

松 尾 秀 哉

はじめに

本稿では、「なぜブリュッセルは『テロの温床』と化したのか」（2）までの考察を前提に分析枠組みを整理し、具体的な事例分析に入っていきたい。ただし、（2）から今日にいたる状況を鑑み、分析枠組みを補論的に補強しておきたい。というのも、前号までの分析の視点は、基本的に「国家」ないし「行政」の、特に治安政策に目を向けることで2016年3月22日にベルギーのブリュッセルで生じたテロの要因を探ることとした。換言すればテロ実行犯のパーソナリティや事情は、あまりに多様化しているため、（完全に無視しないでも）基本的に本稿の射程から外すとしてきた。

しかし、本年7月8日に奈良の大和西大寺駅前で生じた政治家に対する襲撃がその直後しばしば定義などの説明なく「テロ」と報道され、その後（執筆時点での）容疑者のたどった複雑で苦しみに満ちた人生が報道されるたびに、筆者のなかに「（2）稿までのロジックでこの襲撃事件を読み解くなら、事前に防げなかった『SPの問題』、『警察の問題』となる。果たしてそれで完結していいのか」という問題意識が湧き、それが払拭できなくなってきたからである。

もちろん（まだ捜査中であるが）たとえ特定の宗教団体や生活苦が襲撃の主たる要因だったとしても、前号まで述べてきた「同じような経験は他

人にもあり、その人たちがすべて関連する政治家の襲撃を考えていたわけではなかろう」、すなわちそれだけではテロないしそれに類する行為が生じた原因は説明できないとする考えに大きな変化はない。また、この事件が「テロ」かどうかを問わず、たとえ主義主張が異なろうとも、人命を奪う行為は許されるべきではない。よって容疑者を擁護するための論文を書くつもりなどない。しかし、こうした行為を繰り返さないためにも、本稿はもう少し個々のアクターが「過激化」する事情を考慮する分析枠組みを検討したい。そのため、以下では、事例研究に入る前に、補論的に分析枠組みを再検討する。その後、事例研究の分析枠組みを具体的に提示し、事例研究に入る。

補論 分析枠組みの再検討（関係論的アプローチ）

（１）関係論的アプローチとは

テロ研究の最大の課題が「何がテロを引き起こすか」であることは言うまでもない。これはリチャード・ジャクソンらが指摘するように、テロ研究において最も重要で熱く議論されるトピックである¹。ただし「テロがなぜ起きるのか」をひとつの事例に限って検討しようとしても、ここまでの先行研究の検討で示してきた通り、視点は単純ではなく、多様な要因が複雑に絡み合っていると考えたほうが良い。

ダニエラ・ピソイオとサンドラ・ハインは、実行犯、つまりエージェンシー（agency）、すなわち「独立して行動する個人の能力そして独自で選択する能力」をもつアクターと、それを形成してきた構造（structure）、すなわち「個人の行為に影響するシステムの要因の一般的総称」の関係について、3つのアプローチを分類した。本稿ではここまで、構造論的アプローチと、アクター中心アプローチについて検討し、その中範囲的アプローチとして社会運動論を検討して、特に「政治機会構造論」にたどり着

いた。さらにここでは、先の懸念にもとづいて、個々のアクターどうしの関係に注目する「関係論的アプローチ」を取り上げたい²。

詳しい定義は後述するが、構造論的アプローチとアクター中心アプローチとの差異について述べておくと、ともに個人の行為がいくつかの外的要因の結果ではなく、目的を有しているとしてアクターの意図性を認めている。しかしその選択は形作られるものであり、テロ集団自体が有しているものないしより広い政治的イデオロギー等にかかわる、様々なコンテキストによって形成されるとするものであるとされる点で、構造論的アプローチはアクター中心アプローチと異なっている³。

そもそも社会構造に着目することの問題は、大勢の似たような体験をする人から、暴力的な過激主義に向かう個人を区別することができないところにあった。しかし、ここで取り上げようとする関係論的アプローチを採る研究は、個人の過激化や暴力的過激主義に関与していく過程における社会関係（social relationship）の役割を重要視することで一定程度「区別」の問題の克服を可能にする。たとえば、ローン・ウルフ型のテロリストといえども、テロ行為自体は単独で従事するが、それでも通常は実生活において過激なイデオロギーコミュニティに属していることが多い⁴。ソファンらは以下のように述べて、ジハーディストにおけるコミュニティ、人間関係を重視する。すなわち、カリスマ的人物の存在こそが重要である。この人物がジハードの大義を説得する。特に社会に幻滅した若者や犯罪者をターゲットにする。もし若者たちに社会に対する帰属意識が欠如しているなら、「仲間意識」を通じて若者の不満に訴え、効果的にアピールする⁵。その「仲間意識」こそが人を過激化する。

こうして本稿では、共同体、人間関係のなかで人が過激化しテロへと向かうことを考慮する「関係論的アプローチ」を反映した分析枠組みを想定する。以下に見るように、この視点は社会運動論との親和性も強く、むしろ社会運動が生じる理由を補足しうる。以下ではデラ・ボルタの論考に

従って検討する。

関係論的アプローチとは何か。多くに共有されているのは、イデオロギー的な決定論や、人の生まれついて有している特性を重視するのではなく、「集合的暴力を促進し、ないし禁じ、もしくはそれに導き、非暴力の政治と結びつける個人間の過程」⁶に注目するアプローチである。この場合、暴力の行為は個人や集団間の複雑で一貫した一連の相互作用から派生する⁷。たとえば社会運動と当局との衝突が繰り返されて、徐々に過激化する。換言すれば、暴力は人間関係の過程のなかで関係論的に発展する。すなわち社会運動が暴力を提唱することは稀だけれども、人間関係次第で時にエスカレートし、破壊的な抵抗手段を用いる。

この視点から「政治的機会構造論」を見ると、デラ・ポルタによれば「運動と国家が、抵抗に対する取り締まりを通じて対峙することが、特に過激化プロセスに影響がある。抵抗運動は、公的秩序に対するひとつの挑戦として、抵抗者とその秩序を守らねばならない警察の間の相互作用を通常持ち込んでくる」⁸という意味で関係論的に解釈される。

歴史的にはこうした対峙はフランコ体制下のスペインやムバラク体制下のエジプト、イスラエル占領下のパレスチナで見られた。特に活動家を警察が殺害することで一気に運動に火がつき、個人や集団が結集することが多い⁹。

この視点が本研究に有益であろう点は、第一に「巢窟」、つまりアクターのネットワークの形成を論じることが必要となる点、第二にノーマルなパーソナリティの持ち主を対象とできることで、実行犯のパーソナリティをめぐる議論をある程度度外視できること、またその人たちを暴力へと導く要因を可視化できる可能性があること、第三に国家や行政、警察などとの対抗関係を前提にしたまま分析に入りうること、である。以上の点を加味して本稿の分析枠組みを見直すが、その前にもう一点、補論として考察しておきたい。それは、社会運動は本来より良い世界で生きるための

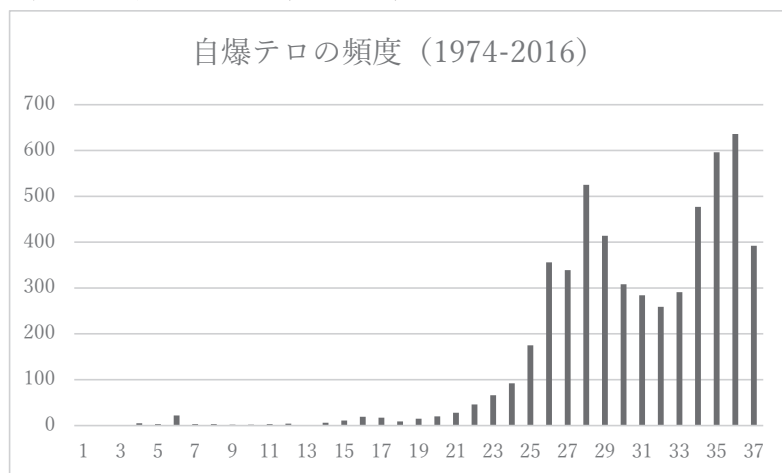
活動であるはずだが、ここで扱おうとしているものは自爆テロ、すなわち「自死」であるという、論理的な矛盾である。換言すれば、自ら方法として死を選ぶ者たちの運動の分析に、生きるための社会運動論の枠組みを用いてよいかという点である。以下、もう少し検討しておきたい。

（2）良く生きるために死ぬ？

予め断っておくが、ここで議論しようとしていることは、自死の倫理的、規範的な是非論ではない。ここでは、先に挙げた「自爆テロ」という「自死」を前提とした行為の分析に——何の躊躇することもなく——社会運動論を適応していいのかという点を考えておきたい。それ無くしてどれだけ客観的な分析を試みたとしても——ここまで見てきた通り十分なされてきたはずだが——その分析が自爆テロ行為の本質にたどり着くようには思えないからである。

モハメド・ハフェズによれば、1980年代から少しずつ現在われわれが知るように自爆テロが増加してきた¹⁰。アタル・アフマドザイによるまとめを引用すれば、特にその数は2000年代から急増している（図表10）¹¹。

図表10 自爆テロの頻度（1974-2016）



出典：Ahmadzai,*op.cit.*, p.18, Figure1.

ここで自爆テロとは「他者を攻撃し殺し傷つけるために進んで自らの体を用いて爆発物を運んだり実行したりする、個人による故意の攻撃」¹²と定義される。この定義の鍵は「実行するための自己犠牲の必要性」、すなわち実行犯の死が攻撃の必要条件であるという点にある。この点は、ハフェズ曰く「殉教」とは異なるのだという。ハフェズによれば、殉教はその目的を達成するために必ずしも死を伴わないものである¹³。

また自爆テロ自体は他のテロ行為のなかでの割合は少ないものの、イラクにおいてはその割合が他の地域と比べて高い。さらに重要なことは、他の暴動の手段のなかでも自爆テロのイムパクトが大きいことだという。というのも歴史的に自爆テロの起源は、日本の「神風特攻隊」に見られるが、第二次世界大戦後はしばらく見られず、再び導入されたのは1980年代のレバノンであった。1983年に生じたベイルートのアメリカ大使館、そして後のアメリカ海兵基地、フランス空挺隊基地爆破テロ事件によって平和維持軍が撤退を余儀なくされたことによって、「自爆テロは効果的だ」という

デモンストレーション効果を生んだのである。こうしてその後、その地域、頻度は広がっていった¹⁴。

この時期に自爆テロが増えていくことに対する説明は様々で、たとえば抑圧、不正、個人的なトラウマが現実逃避と復讐という二重の目標を生み出し、肉体的、心理的に傷ついた人を自死の使命感を与えるというもの¹⁵、占領と支配者・被支配者の間の権力の非対称性という文脈が自爆テロという戦略的なロジックを生み出すと指摘するもの¹⁶、集団間の競合と「競り上げ」のダイナミクスによって、ある集団が民衆の支持、財源、リクルートの点で勝つために憎む敵に対してより致命的な方法を採用するというもの¹⁷、原理主義者と世界観によって作り出される宗教的な狂信主義¹⁸、個人の動機、組織的戦略、そして社会紛争の間の相互作用によるとするもの¹⁹などがある。

こうした成果は大きく非合理的な宗教性や感情に負うものと、ハフェズのような合理的な戦略と見なすものとに大別されようが、ハフェズは主にイラクのテロを事例として、自己犠牲の結果、自爆者が究極の道德的存在へと引き上げられることを動機としているのに対して、アフマドザイはタリバンを例に、自爆者に対して、息苦しい現世が幻想であり、真実の生が自爆テロの果てに訪れるという、倒錯した世界観が語られていることを指摘している。すなわち、アフマドザイによれば、少なくともタリバンの例において自爆者は、死を欲して、「生きるために死ぬ」のである²⁰。そこに悲壮感を伴う犠牲心はない。もしそうだとすれば、これらの行為をわたしたちは合理的な行為とみなしてよく、その点でデラ・ポルタらが用いる社会運動論を関係論の視点から用いても大きな外れではないということになる。現状マーク・セージマンら多くの研究が、過激主義者は平均的なパーソナリティを有していることを明らかにしている²¹。以上を前提に、本稿のアプローチを整理しよう。

(3) 本稿のアプローチと構成

以下、(今後も続く)本稿では、連邦制を軸としたベルギーの政治(ないし統治)制度を前提に、国家、地域、共同体、市町村の関係や役割を留意しながら、ベルギーの福祉、移民政策、宗教政策の変遷とそれによってイスラームが置かれていた状況を把握する。次に、同様にして治安当局の体制や政策に注目して運動に対抗する側の動向について歴史的変遷を概観し、同時にテロリストの巣窟化、さらに2016年3月22日のテロまでのターニング・ポイントを見出す。特に移民集住地区であるブリュッセルのモレンベーク地区について注目する。

関係論的アプローチという点について、やはりハフェズが、なぜジハード主義者が同じ過ちを犯し続けるのかという問いに対して、その運動のなかに「旧約聖書のカインによるアベル殺しの」遺伝子が組み込まれているという表現をしていることに注目したい。すなわち自爆テロ行為はイスラームの伝統的解釈こそ正統であるという信仰にもとづいた、そのイデオロギーの純粋性にもとづく行動である。妥協を許さない純粋なイスラーム秩序の道徳は、正義と悪、善悪、赦されるものと禁じられるものを明快で系統だった物語を提供することで、複雑な政治生活を単純化する。この二元論的なマニ教的物語が世界中の活動家を惹きつけ、一般の人びとを、高潔な単一の目標の下へと向けさせることによって組織の凝集性を高めているという²²。つまり、ハフェズの主張を前提とすれば、政治ないし行政はその対抗関係のなかで社会運動としての組織に善悪の区別とより強い結集力を与える(浸透させる)可能性がある。よって特にモレンベーク地区を中心に以上の対抗関係の影響を検討する。

以上の検討を通じて、なぜベルギーがそれらの政策や改革を行ったのかを考察することで、テロが生じた要因(図表11の「背景」)をさらに探ることとしたい。



なお、自爆テロという行為をアクターにとっての合理的な行為とみなすことによって、実はさらに新制度論的な枠組み、その先行研究を検討する必要が生じてくると思われる。この点については次号以降で「研究ノート」として検討することとし、そのうえで分析枠組みの変更がある場合はそこに記しておく。以下は、いずれにせよアクターの行動を分析するに必要な状況を述べる。

4. ベルギー国家改革による政策過程の変遷

以下では特にベルギーが連邦制を導入した1993年を境に、もしくはその後「テロの温床」化に関わる諸政策がどのように変化したか、もしくは変わっていないかを検討する。

(1) 福祉国家ないし福祉政策

ベルギーの福祉国家については、実は一時期の福祉国家研究ブームのな

かでも（北欧や、フランス、ドイツなどと比べて）取り上げられることが少なかった。ここでは少し丁寧に従来の福祉国家の議論からなるべく離れないようにその特徴を論じておきたい²³。福祉政策や福祉国家の特徴は「根源的な原因」のうち最も注目される「貧困」に関わる²⁴。ゴスタ・エスピン＝アンデルセンの『福祉資本主義の三つの世界』によれば、福祉国家ないし福祉資本主義は自由主義レジーム、保守主義レジーム、社会民主主義レジームの3つの類型に分類される。それらは手当を賄う方法、それらを得る資格の取得しやすさ、そしてそれらが社会の構造に影響を及ぼす程度によって線引きされる。

ベルギーはこのうちオランダ、ドイツなどととも第3の類型である保守主義レジームないし大陸型福祉国家に入る。この場合諸手当は給与負担で賄われ、給与所得者の以前の給与に紐づけされたり、家族関係に紐づけされたりする。公務員のような特別な集団について特別なアレンジがなされるのもこの類型に典型的なことである。

ベルギーの福祉国家は第二次世界大戦の終わりを発端とするというのが一般的な理解である。起源はドイツ占領下で始まった使用者団体と労働者団体の間の協定にあるとされている。この2つのグループの代表者が一緒になって大連合が形成され、戦後の政府によって素早く協定が実行された。すなわち、労働者と使用者が一緒になることで、キリスト教民主主義政党と社会主義政党という二つの主要な政党が連立を組んだ。ベルギーの文脈では、これはフランデレンの最大政党（キリスト教民主主義）とワロニーの最大政党（社会主義）の連立形成を意味した。

この連立が、給与所得者と雇用者双方による強制的な給与拠出に基づいた社会保障システムを確立した。1950年代になると、自営業者にも類似したシステムが徐々に発展した。このシステムの下で失業手当と年金が（少なくとも創設期には）給与水準と結びついていた。すなわちベルギーの社会保障は、他の大陸型と同じように、保険と同じように機能した。最も重

要な点は、このシステムが実際に働いている人が稼いだ給与に負っており、より広範な所得税に負っていないというところである。第一にこれは労働コストに直接的に影響する。人材を雇うことは、社会保障システムへの拠出を全体として含むので、雇用者からすれば高コストになる。第二に、給与拠出に基づくシステムは、労働人口の就業率に大きく左右される。つまり失業率が高い場合や早期退職が増えれば、システムのまさに土台を侵食し、働き拠出する人びとと手当を受け取る人びとの割合、さらに財源を直撃することになる。

福祉国家レジームはおおよそ1990年代までは経路依存性を有し、変化しがたいものと考えられてきた。福祉政策は一般的に有権者から支持されているので大きく縮減するような政策は不人気で、それを主張する政党は選挙でのリスクを回避しようとすると言われていた。ベルギーの場合、さらに変化に抵抗する、ないし変化を漸進的なものとする二つの要因があると政治学者クリス・デスハウアーは述べる。第一にベルギーの社会・経済に関する政策決定は従来から強いコーポラティズム体質を有していた。つまり頂上組織が構成員の利益を擁護し、またその組織が政策決定に大いにかかわってきた。手当は国からではなく、労働組合や健康保険などの組織を通じて支払われてきた。同数の労使代表によって構成される国民労働評議会が政府に社会政策に関する諮問を送り、頂上組織間の合意が政府によって法的に結ばれていた。政府が安泰な限り、正統性を得た社会保障システムのマネジメントは変わらなかった。

この合意は実質フランドレンのキリスト教民主主義政党とワロニーの社会党の連立で支えられていた。よって言語問題が政治化するにつれて、ベルギーの福祉国家が影響を受けた。第二次世界大戦後ワロニー経済を支えてきた石炭産業が衰退し、フランドレンの経済が外資の誘致などに成功して経済的地位が逆転すると、社会保障政策をめぐる議論が強く「地域主義」色を帯びるようになった。政策が与えるイムパクトはフランドレンと

ワロニーで異なり、双方は異なる要求をし始めるようになった。より重要なことは、福祉国家とは拠出する人から受給する人への再分配システムのことであるから、個人のそれを地域で集積すれば、それはすなわち裕福な地域（フランデレン）が貧しい地域（ワロン）を補助することを意味する。そのためこの10年以上ベルギー政治の争点は、社会保障は連邦が（引き続き）中心となって運用するのか、それとも地域ベースで運用するのかということであった。

しかしベルギーの連邦制は、他方で分権化された「多極共存型連邦制」という性格を有する（この点については後述する）。この下ではそれぞれの政府・議会は強い拒否権プレイヤーとなりうるので、社会保障の急進的な改革を行うさいのプレーキになりうる。全ての福祉国家レジームは経路依存の影響を受けるはずであるが、ベルギーのシステムは一層変化を妨げたり、それをゆっくりにしたりするメカニズムを有しているといえる。

他国同様にベルギーの場合、オイルショックのあった1970年代に失業率が上昇し、社会保障システムに負の圧力をかけた。中央政府が財政赤字となるなかで給与拠出に加算すべく税収全体からの割り当てをわずかが引き上げなければならなかった。オイルショックの不況下で労組と使用者団体の関係は悪化した。しかし経済の悪化だけではなく、社会や経済の発展が滞り、もはや戦後復興期と同様ではなかったので福祉国家システムの変化や調整が必要とされた。すなわち医療の進展、そして寿命の長期化、女性の社会進出、第2次産業から第3次産業への転換などが福祉国家の調整を要求したのである。

労組と使用者団体はこの時期合意に達することはできず、社会保障政策やシステムの改革はそのほとんどが労使間の公式な合意のないまま政府に一任されることになった。画期は、1981年から87年までのウィルフリート・マルテンスによる中道右派連立政権であった。マルテンス内閣は福祉国家改革を前進させるために非公式にキリスト教労働運動のリーダー、

ジェフ・オーチュイを含めたキリスト教民主主義勢力とのみ会合し、賃金上限の撤廃を交換条件に社会保障拠出を引き上げ、いくつかのカテゴリーで失業手当を削減した。

続く重要なターニング・ポイントは1980年代である。政権が交代し、労使協定が政策決定から排除されたのである。つまり1987年以降、キリスト教民主主義と社会民主主義が後退し、労組も使用者団体も後退した。マーストリヒト条約とユーロ導入に尽力した第一次ジャン＝リュク・デハーネ政権は、労組に拒絶されながらも、退学者の失業手当受給の待機期間の延長、タバコと燃料について賃金インデックスの不適用、年金の計算方法（生涯賃金ではなく最終年）の変更を実行した。

次の画期は1999年であった。戦後1958年に（2年間）一度だけあったが、それ以降初めてキリスト教民主主義勢力は下野し、自由党、社会党、環境政党による「紫」政権が、自由党のヒー・フェルホフスタットを首班に成立し、自由党と社会党が一緒になって「活動的な福祉国家」と称されるプログラムを導入した。主要な目的は、人びとが労働市場により多く、より長く入りかつとどまるようになるべきだという意味で「活性化」されることにあった。早期退職しなかった者への賞与が導入され、早期退職をしづらくなった。同様に失業者は労働市場に（再）編入できるようより細かく監督された。2000年代初頭の経済状況は良かったので、労使、政府間協定も容易かった。しかしフェルホフスタット首相は労使の非公式な権力を批判しており、他の社会集団とともに労使を含んで公開のラウンドテーブルを設定した。第二次政権では年金改革である「ジェネレーション協定」を議題に掲げて、労使に合意を迫ったが失敗した。

近年では2014年に成立した政権が、1987年以来社会主義勢力を排除した連立政権で、緊縮プログラムを提言した。年金受給年齢を65歳から67歳へ引き上げ、たとえばまだ働いていない若者に対する失業手当の利用可能性をさらに小さくする改革を進めている。

(2) どれだけ変わったのか

ではベルギーの福祉国家は変わったのだろうか。この点については様々な議論がある。デスハウアーによれば、ベルギーの福祉レジームは、キリスト教民主主義勢力と社会民主主義勢力の連立によって形成されたことをもって、大陸型ないし保守主義型に分類される。この二大勢力は1950年には合わせてほぼ全得票数の75%を獲得していた。両党は一緒になって労使双方の代表が属する組織ネットワークを抱え込んでいた²⁵。

しかし2014年の時点では、キリスト教民主主義勢力と社会民主主義勢力は合わせてもわずか37%の得票率にしか達していない。また党と労使組織との関係も以前と比べれば緩いものとなっている。それゆえ福祉国家の基本的な構造と政策が変化しているように映るかもしれない。

しかし、ここまで示してきた、福祉国家レジームにかかわる小さな、そしてときに大きな変化は、本質的なところでは福祉国家を変えていないというのが、デスハウアーの主張である²⁶。もちろん小さな変化や調整はある。いくつかの手当の支給基準は難しいものになってきた。しかし最小限の保障が導入されてもいる。社会保障自体まだ給与拠出にもとづくままであり、それゆえ失業率に大きく左右される。しかしベルギーはまだ自由主義レジームの福祉レジームではなく社会民主主義型レジームでもない。調整するためには労使団体であろうがなかろうが広範な範囲にわたる当事者間の合意が必要とされる。1980年代以降も給与インデクスにかかわる議論が繰り返されてきたが、システム自体は存続している。こうした基本的な特徴を嫌う人たちは、長期的には縮減に抵抗することは有害だと信じているのに対して、擁護する人たちはすこしずつ福祉が縮減されていくだろうと見込んでいる。擁護論は南部のワロニーで強く叫ばれている傾向があり、縮減論は北部フランドレンで主張される傾向にある。

デスハウアーは、それによってベルギーの福祉国家は「ベルギーである限り」「コーポラティスと多極共存型メカニズムにもとづいた妥協のまま

であり続ける。誰も本当にハッピーな人はいない妥協である」と主張している²⁷。すなわちデスハウアーによれば、基本的な特徴は変わらないまま縮減が進んでいくということになる。

他方でアーノルド・トビアスとイザベール・スターデルマン＝ステファーンによれば、ベルギーは1993年に連邦制を導入したことで、社会保障支出が維持されたという。連邦構成体、とくに経済的に劣位になるワロニーが社会支出を削減することに対して（常にというわけではなく構成体間の競合のコンテキストに左右されるが）拒否権プレイヤーとして働いたことなどにより、もしベルギーが連邦制を導入しないままの政治体制であった場合よりも、対GDP比で4.4%程度社会支出が高い²⁸。また、パトリシア・ポプリアとベア・カンティヨンによれば、「分裂危機」と言われた後の2011年の合意がその後のベルギーの福祉支出に与えた影響は大きく、子ども手当など多くの手当を「分権化」しつつ、財源自体は中央の運用を多く残した。また労働にかかわる手当については連邦構成体（地域）の権限とされる余地を高めた。ポプリアらは、これによってベルギーの連邦制が内的な競合性よりも協調性を高めたと指摘する²⁹。

福祉国家の変化には多様な議論があるが、では現実の貧困問題として、当事者たちは何を考えているのだろうか。

5. 貧困の現実

ベルギーの貧困対策は、EUのイニシアティヴで始められたインクルージョン対策の指揮下で、とくに貧困者自身が書き手として加わっている「統合貧困報告書」（1994年）を画期とする。そのポイントは主に、(a) 貧困は人権をはく奪すること、(b) 部分的ではなく全般的な対策が必要、(c) (貧困者との) パートナーシップこそ貧困と闘う前提となる、の3点であった。このうち「全般的な対策」は、1993年に連邦（中央）政府、地

域政府、共同体政府に分権化が進んだ「連邦国家ベルギー」においては困難な課題である。そのために、①連邦政府における「社会統合大臣」が各政策の調整責任を担い、②社会統合に関する閣僚会議に、連邦政府、地域政府、共同体政府の代表が集められ、③貧困対策リソース・センター（1998年設立）が三つの構成体の間の対話、提携を監視し、貧困や人権侵害についての情報収集、対策案の推薦、報告、貧困者の相談を行うという制度が設けられた。

その後ベルギーの、特に失業手当は制度上以下のような構造をもつようになる³⁰。イデス・ニケーズによれば、連邦政府のもとで進められた労使協定にもとづく「強く、安定した制度」である。まず給与などによって算出される拠出にもとづいているため、手当の優先順位は「労働」によって定められる³¹。これによって主たる家計支持者で1000ユーロ程度（離職前最終月の60%）を得る³²。

他方で、ベルギーは以上のような福祉政策や対策のための制度、機関があるにもかかわらず、以下に述べるような貧困に陥っているとする報告がある³³。それによれば、2017年時点での全般的な数値は、とくに若者（20－24歳）の貧困について以下のように報告されている。対象者200万人のうち、貧困に陥っているとされる人の割合が18.2%（EU平均は7.4%）、早期退学者8.8%（EU 14.7%）、生活費における家賃負担の割合は45.3%（EU平均は40.4%。2013年）。その結果、当事者は以下のような状況に陥りがちである。

- ・住むに値いしないようなアパートマンを貸す大家が多く、さらに家賃を搾取する場合がある。
- ・都心部で物乞いする子供たちや、それを利用する児童性愛者ネットワークの存在。
- ・警察からオフィスから離れるよう強要されるホームレス、そして多くの凍死者。

- ・冬に未払いのために電気・ガスを止められる人びと（法的には禁じられている）。
- ・公的な福祉事務所から最低所得の要求に対して法外な要求を付けつけられる。
- ・登録されていた貧しい人たちをしばしば勝手に消去する行政。
- ・社会的ないしエスニックの背景によって差別される学校。
- ・治安が悪くなるという理由で受け入れを断る病院。

いずれも一貫した明確な基準があるわけもなく、不法である。もちろん「人権」の名のもとに対策は打たれている。しかしそれでは捕捉できない複雑な状況が生まれつつあるという。報告書は、最低賃金の保障、社会住宅の普及と家賃のコントロール、教育への投資（親への援助をともなう）を提言している³⁴。また、より労働市場の活性化のための投資が必要と言われることもある³⁵。ベルギーの失業者が長期的に抜け出せないため、この問題だけを考えるならば、より根本的な部分へ踏みこんで、貧困の要因を分析する必要があるようにも思われる。特に不況時などまったく就業できない者たち、労働市場に入れない女性には不利な制度であろう。以上はベルギーの現状の（新自由主義的政策の影響をそれほど強く受けてはいないと見られる）福祉・貧困対策であっても、その効果が社会の下位層に届いていないことを示している。貧困層がこうして反体制的な思想を受け入れやすくなることは想像に難くない。

次号では、こうした問題に複合的に影響しているであろう移民政策を検討したい。

本稿は、科学研究費補助金 基盤（C）「なぜブリュッセルはテロの巣窟と化したか——もうひとつの「連邦制の逆説」？」（研究課題番号：18K01441）（研究代表者・松尾秀哉）の成果の一部である。

(以下、なぜブリュッセルは「テロの温床」と化したのか (3) へ)

注

- 1 Jacksons, Richard, Lee Jarvis, Jeroen Gunning, Marie Breen-Smyth (2011) *Terrorism: A Critical Introduction*, Basingstoke, Palgrave Macmillan, p.198.
- 2 Pisoiu, Daniela and Sandra Hain (2018) *Theories of Terrorism, An Introduction*, London and New York: Routledge, p.3.
- 3 Pisoiu, and Hain, *op. cit.*, p.4.
- 4 Bjørge, Tore and Andrew Silke (2018) "Root Causes of Terrorism," https://www.researchgate.net/publication/328688148_Root_causes_of_terrorism (2021年5月31日) (originally published in Andrew Silke ed. *Routledge Handbook of Terrorism and Counterterrorism*, Oxon: Routledge: pp. 57-65), p.11.
- 5 Soufan, Ali and Daniel Schoenfeld (2016) "Regional Hotbeds as Drivers of Radicalization," Varvalli, Arturo Rapporto, *Jihadist Hotbeds. Understanding Local Radicalization Process*, Istituto per gli Studi di Politica Internazionale HP, p.19, 15 luglio 2016, <https://www.ispionline.it/it/publicazione/jihadist-hotbeds-understanding-local-radicalization-processes-15418> (2021年11月25日).
- 6 Tilly, Charles (2003) *The Politics of Collective Violence*, Cambridge: Cambridge University Press, p.20.
- 7 della Porta, Donatella (2018) "Radicalization: A Relational Perspective," *Annual Reviews of Political Science*, 21, p.463.
- 8 della Porta, *op.cit.*, p.464.
- 9 della Porta, *op.cit.*, pp.464-465.
- 10 Hafez, Mohammed M. (2007) *Suicide Bombers in Iraq: The Strategy and Ideology of Martyrdom*, United States Institute of Peace Press, p.X X II.
- 11 Ahmadzai, Atal (2021), "Dying to Live: The "Love to Death" Narrative Driving the Taliban's Suicide Bombings," *Perspectives on Terrorism*, 15 (1), p.18.
- 12 Hafez, *op.cit.*, pp. XX II.
- 13 *Ibid.* この点は後に見るアフマドザイの理解 (スンナ派において、殉教を自爆テロと同一視する) とは異なる。
- 14 Hafez, *op.cit.*, pp. XX II-XX III.
- 15 たとえばSpeckhard, Anne and Khapa Akhmedova (2006) "The Making of a Martyr: Chechen Suicide Terrorism," *Studies in Conflict and Terrorism* 29

- (5), pp.429-492.
- 16 Pape, Robert (2005) *Dying to Win: The Strategic Logic of Suicide Terrorism*, New York: Random House.
- 17 Bloom, Mia (2004) "Palestinian Suicide Bombing: Public Support, Market Share and Outbidding," *Political Science Quarterly* 119, pp.61-88.
- 18 Habeck, Mary (2006) *Knowing the Enemy: Jihadist Ideology and the War on Terror*, New Haven: Yale University Press.
- 19 Hafez, Mohammed M. (2006) "Rationality, Culture, and Structure in the Making of Suicide Bombers: Preliminary Theoretical Synthesis and Illustrative Case Study," *Studies in Conflict and Terrorism* 29 (2), pp. 165-185.
- 20 Ahmadzai, *op.cit.*, pp.28-30.
- 21 Sageman, Marc (2004) *Understanding Terror Networks*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, pp.96-98.
- 22 Hafez, Mohammed M. (2017) "The Curse of Cain: Why Fratricidal Jihadis Fail to Learn from Their Mistakes," *CTC SENTINEL*, November 2017, 10 (10), p.6, <https://ctc.usma.edu/the-curse-of-cain-why-fratricidal-jihadis-fail-to-learn-from-their-mistakes/> (2022年8月14日)
- 23 今回特に取り上げなかったが、ベルギーの福祉国家の特徴を理論化したもので最も著名なものが、van Kersbergen, Kees (1995) *Social Capitalism. A Study of Christian Democracy and the Welfare State*, London : Routledge, であろうが、これであっても焦点は「キリスト教民主主義（政党）と福祉国家」にあり、しかも福祉国家の拡大・維持を前提としている。
- 24 以下は主にDeschouwer, Kris (2016) "The Reform-Resistant Belgian Welfare State," *THE LOW COUNTRIES*, No.24, pp. 234-241, https://www.the-low-countries.com/uploads/pdf/TLC_24_GrootDeel_K_DESCHOUWER.pdf (2022年8月17日)
- 25 Deschouwer, *op.cit.*, p.241.
- 26 *Ibid.*
- 27 *Ibid.*
- 28 Arnold, Tobias and Isabelle Stadelmann-Steffen (2017) "How Federalism Influences Welfare Spending: Belgium Federalism Reform through the Perspective of the Synthetic Control Method," *European Journal of Political Research*, 56 (3), pp.680-702.
- 29 Popelier, Patricia and Bea Cantillon (2013) "Bipolar Federalism and the Social Welfare State: A Case for Shared Competences," *Publius, The Journal of Federalism*, 43 (4), pp.626-647.
- 30 以下は、Nicaise, Indes (2000) "The Belgian Unemployment Insurance: Features and Issues," *Conference on Unemployment Insurance Systems in Europe*, Athens, National Labour Institute, 5th February, 2000, pp.1-8, <https://>

www.researchgate.net/publication/255581417_THE_BELGIAN_UNEMPLOYMENT_INSURANCE_FEATURES_AND_ISSUES (2022年9月20日)

31 Nicaise, *op.cit.*, pp.1-2.

32 Faniel, Jaen (2010)“Belgium. Unemployment Insurance Caught between Pressure from Europe, Regional Controversy and Fall-out from the Crisis,” Florence Lefresne ed., *Unemployment Benefit Systems in Europe and North America: Reforms and Crisis*, Brussels: European Trade Union Institute (ETUI), Institut de Recherches Economiques et Sociales (IRES), Translation from the French by Janet Altman.

33 以下は、Nicaise, Indes and François De Boe (2007)“Combating Poverty as a Human Rights Issue in Belgium,” *Contribution to the Expert Seminar ‘Extreme Poverty and Human Rights’*, United Nations, Geneva 23-24, February 2007, Comments to the Report of the independent expert, dr. Arjun Sengupta (E/CN.4/2006/43)based on the experience of the Belgian Resource Centre for the Fight against Poverty, <https://www.combatpoverty.be/publications/UN%20expert%20seminar%20poverty.pdf> (2022年9月19日).

34 *Caritas Cares*, Sep.2017, Caritas in Belgium, Poverty and Social Exclusion among Young People, Belgium Report 2017 September.

35 Nicaise, *op.cit.*, p.7.